

## 京都府と関西大学との就職支援協定の締結及び SDGsに取り組む企業・業界研究説明会の共同開催について



令和3年11月12日  
京都府商工労働観光部  
雇用推進室  
(075-682-8922)

京都府と関西大学は、学生の就職活動支援や府内企業への就職を促進するため、就職支援に関する協定を11月19日付で締結することとなりました。

本協定に基づく取組として、京都ジョブパークの就職支援コンテンツを利用したシスコシステムズ合同会社のデジタルサイネージを大学構内に設置し、遠隔での就職活動支援や京都企業の魅力発信を行います。また、大学と共同で「SDGsに取り組む企業・業界研究説明会」を12月から来年7月にかけて開催するなど、大学と府の連携による質の高い取組を通じた府内企業への就職促進を図ってまいりますので、広くご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、3のとおり協定締結式を実施しますので、当日の取材についてよろしくお願いいたします。

### 1 デジタルサイネージを大学構内に設置

京都ジョブパークの就職支援コンテンツを実装したデジタルサイネージを大学構内に設置し、遠隔での情報提供や京都企業の魅力発信

【設置予定場所】 関西大学千里山キャンパスキャリアセンター キャリアデザインラボ前  
(大阪府吹田市山手町3丁目3-35)

#### 《デジタルサイネージを活用した実証実験》

設置するサイネージは、シスコシステムズ合同会社と京都府で平成27年5月に締結した、「スマートシティづくりのための連携・協力に関する協定」に基づき、主に地域振興・観光振興といった面で活用しているもの。

今回、デジタルサイネージの新たな可能性として、雇用対策の面での活用を図るため実証実験として実施。



## 2 協定締結記念イベント（SDGsに取り組む企業・業界研究説明会）について

今回設置するデジタルサイネージを使用し、SDGsの取組を推進している京都府内企業を招いてのイベントを実施します。また、本イベント終了後も、大学と府の連携イベントを連続開催し、府内企業を知っていただく機会の創出を行います。

### 《SDGsに取り組む企業・業界研究説明会》

○令和3年度

(第1回) [開催時期] 令和3年12月14日(火)  
[開催テーマ] ～最先端技術で持続可能なまちを創る！～  
学研都市 京都の官民一体“まちづくり”を担う仕事～

(第2回) [開催時期] 令和4年3月中旬  
[開催テーマ] 日本の“水”と“空気”を守る京都発！  
水質汚染・大気汚染を予防する企業

○令和4年度(予定)

(第3回) [開催時期] 令和4年4月  
[開催テーマ] 通勤でCO2削減 自転車通勤推奨の京都企業

(第4回) [開催時期] 令和4年6月  
[開催テーマ] 技術で不平等をなくす 途上国の発展に貢献する京都企業

(第5回) [開催時期] 令和4年7月中旬  
[開催テーマ] 社会にも自分にも省エネ 京都のテレワーク推進企業特集

※第1回目を除き、開催テーマ等については、今後関西大学と調整。

## 3 協定締結式

【日時】 令和3年11月19日(金) 10時10分～

【場所】 京都府庁1号館3階会議室

【出席者】 関西大学 関西大学学長 <sup>まえだ</sup> 前田 <sup>ゆたか</sup> 裕 氏

シスコシステムズ合同会社 代表執行役員会長 <sup>すずき</sup> 鈴木 <sup>かずひろ</sup> 和洋 氏

京都府 京都府知事 <sup>にしわき</sup> 西脇 <sup>たかとし</sup> 隆俊

### 【参考】就職支援協定の締結状況

- ・既締結校 70校（京都府内44校、大阪府内2校、兵庫県内7校、滋賀県内3校、首都圏14校）
- ・本協定で71校目、京都府を除く近畿圏で13校目
- ・本協定をもって、いわゆる「関関同立」4大学と協定が締結済みとなる。



## 京都府と関西大学との就職支援に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と関西大学（以下「乙」という。）は、各種就職支援を通じて、乙の学生の京都府内企業等への就職を促進するため、次のとおり連携及び協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、乙の学生の京都府内企業等への就職を促進することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 京都府内の企業等におけるインターンシップの取組に関すること。
- (2) 就職活動に支援を必要とする学生に対する連携促進に関すること。
- (3) 学内で行う合同企業説明会の開催に関すること。
- (4) 京都北部地域へのU I J ターン就職の促進に関すること。
- (5) 学生やその保護者等に対する京都府内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- (6) 学生及び卒業生の就職に係る情報の交換、実績の把握及び人材育成に係る情報共有に関すること。
- (7) その他学生等の京都府内企業等への就職の促進に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない

場合、この協定は更に1年間同一内容で更新するものとし、以後も同様とする。

(疑義の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府知事 西 脇 隆 俊※署名

乙 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

関西大学学長 前 田 裕 ※署名